

第 5 回 臨 時 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (10月17日) (月曜日)

開 会	6
開 議	6
日程第 1 会議録署名議員の指名	6
日程第 2 会期の決定	6
日程第 3 承認第 29 号専決処分につき承認を求めることについて	6
専決第 29 号日置市介護保険条例の制定について	6
日程第 4 承認第 30 号専決処分につき承認を求めることについて	6
専決第 30 号日置市介護保険給付費準備基金条例の制定について	6
宮路市長提案理由説明	6
田畑純二君	6
宮路市長	7
田畑純二君	7
池満 渉君	7
宮路市長	7
久富介護保険課長	8
池満 渉君	8
坂口ルリ子さん	8
宮路市長	8
久富介護保険課長	8
坂口ルリ子さん	8
久富介護保険課長	8
坂口ルリ子さん	8
久富介護保険課長	9
松尾公裕君	9
宮路市長	9
松尾公裕君	9
宮路市長	10
佐藤彰矩君	10
久富介護保険課長	10

佐藤彰矩君	1 1
久富介護保険課長	1 1
日程第 5 承認第 3 1 号専決処分につき承認を求めることについて	1 1
専決第 3 1 号日置市消防本部及び消防署設置条例の制定について	1 1
日程第 6 承認第 3 2 号専決処分につき承認を求めることについて	1 1
専決第 3 2 号日置市火災予防条例の制定について	1 1
宮路市長提案理由説明	1 1
田畑純二君	1 2
宮路市長	1 2
池満 渉君	1 2
宮路市長	1 3
池満 渉君	1 3
宮路市長	1 4
坂口洋之君	1 4
宮路市長	1 4
坂口洋之君	1 4
宮路市長	1 5
坂口洋之君	1 5
田上消防本部消防長	1 5
梶 康博君	1 5
宮路市長	1 5
坂口ルリ子さん	1 5
宮路市長	1 6
田上消防本部消防長	1 6
坂口ルリ子さん	1 7
日程第 7 承認第 3 3 号専決処分につき承認を求めることについて	1 7
専決第 3 3 号日置市部設置条例等の一部を改正する条例について	1 7
宮路市長提案理由説明	1 8
佐藤彰矩君	1 8
益満総務企画部長	1 8
佐藤彰矩君	1 8
田上消防本部消防長	1 8

久富介護保険課長	18
佐藤彰矩君	19
久富介護保険課長	19
日程第8 承認第34号専決処分につき承認を求めることについて	19
専決第34号平成17年度日置市一般会計補正予算(第4号)	19
日程第9 承認第35号専決処分につき承認を求めることについて	19
専決第35号平成17年度日置市介護保険特別会計補正予算(第1号)	19
宮路市長提案理由説明	19
日程第10 議案第72号平成17年度日置市一般会計補正予算(第5号)	21
宮路市長提案理由説明	21
佐藤彰矩君	21
田上消防本部消防長	21
佐藤彰矩君	22
宮路市長	22
閉会	22

平成17年第5回（10月）日置市議会臨時会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	適 用
10月17日	月	本 会 議	開 会

2. 付議事件

議案番号	事 件 名
承認第29号	専決処分につき承認を求めることについて
承認第30号	専決処分につき承認を求めることについて
承認第31号	専決処分につき承認を求めることについて
承認第32号	専決処分につき承認を求めることについて
承認第33号	専決処分につき承認を求めることについて
承認第34号	専決処分につき承認を求めることについて
承認第35号	専決処分につき承認を求めることについて
専決第29号	日置市介護保険条例の制定について
専決第30号	日置市介護保険給付費準備基金条例の制定について
専決第31号	日置市消防本部及び消防署設置条例の制定について
専決第32号	日置市火災予防条例の制定について
専決第33号	日置市部設置条例等の一部を改正する条例について
専決第34号	平成17年度日置市一般会計補正予算（第4号）
専決第35号	平成17年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第72号	平成17年度日置市一般会計補正予算（第5号）

第 1 号 (1 0 月 1 7 日)

議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	承認第29号 専決処分につき承認を求めることについて 専決第29号 日置市介護保険条例の制定について
日程第 4	承認第30号 専決処分につき承認を求めることについて 専決第30号 日置市介護保険給付費準備基金条例の制定について
日程第 5	承認第31号 専決処分につき承認を求めることについて 専決第31号 日置市消防本部及び消防署設置条例の制定について
日程第 6	承認第32号 専決処分につき承認を求めることについて 専決第32号 日置市火災予防条例の制定について
日程第 7	承認第33号 専決処分につき承認を求めることについて 専決第33号 日置市部設置条例等の一部を改正する条例について
日程第 8	承認第34号 専決処分につき承認を求めることについて 専決第34号 平成17年度日置市一般会計補正予算（第4号）
日程第 9	承認第35号 専決処分につき承認を求めることについて 専決第35号 平成17年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第10	議案第72号 平成17年度日置市一般会計補正予算（第5号）

本会議（10月17日）（月曜）

出席議員 29名

1番	出水賢太郎君	2番	上園哲生君
3番	下御領昭博君	4番	門松慶一君
5番	坂口洋之君	6番	花木千鶴さん
7番	並松安文君	8番	田代吉勝君
9番	靄園秋男君	10番	大園貴文君
11番	漆島政人君	12番	中島昭君
13番	田畑純二君	14番	西蘭典子さん
15番	田丸武人君	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	坂口ルリ子さん
19番	東孝志君	20番	長野嗟や子さん
21番	松尾公裕君	22番	重水富夫君
24番	地頭所貞視君	25番	谷口正行君
26番	西峯尚平君	27番	佐藤彰矩君
28番	成田浩君	29番	鳩野哲盛君
30番	宇田栄君		

欠席議員 1名

23番 畠中實弘君

事務局職員出席者

事務局長	中村治君	総務係長	仮屋求君
議事調査係長	川崎美智也君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	助役	湯田平浩美君
助役	横山宏志君	教育長	田代宗夫君
総務企画部長	益満昭人君	市民福祉部長	樋渡健郎君
産業建設部長	外園昭実君	教育次長	満尾利親君
消防本部消防長	田上規夫君	東市来支所長	住吉伸一君
日吉支所長	下田平輝己君	吹上支所長	坂口文男君

総務課長	池上吉治君	財政管財課長	福田秀一君
福祉課長	馬場恵三郎君	介護保険課長	久富木盈君
土木建設課長	樹治美君	教育総務課長	坂上安男君
農業委員会事務局長	大北節雄君	消防本部総務課長	松尾清美君

午前10時00分開会

△開 会

○議長（宇田 栄君）

畠中實弘議員から、入院中のため欠席届が提出されておりますのでお知らせをします。

ただいまから、平成17年第5回日置市議会臨時会を開会します。

△開 議

○議長（宇田 栄君）

これより本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宇田 栄君）

日程第1、会議録署名議員の指名をします。
会議録署名議員は、会議規則第81条の規定によって、靄園秋男君、大園貴文君を指名します。

△日程第2 会期の決定

○議長（宇田 栄君）

日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

△日程第3 承認第29号専決処分につき承認を求めることについて
専決第29号日置市介護保険条例の制定について

△日程第4 承認第30号専決処分につき承認を求めることについて
専決第30号日置市介護保

険給付費準備基金条例の制定について

○議長（宇田 栄君）

日程第3、承認第29号専決処分につき承認を求めることについて、及び日程第4、承認第30号専決処分につき承認を求めることについての2件を一括議題とします。

2件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

承認第29号、第30号は、専決処分につき承認を求めることについてであります。

平成17年10月10日をもって、日置広域連合が解散したことにより、早急に、日置市介護保険条例及び日置市介護保険給付費準備基金条例を制定する必要が生じるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから2件について質疑を行います。質疑はありますか。

○13番（田畑純二君）

2件につきまして市長にお伺いいたしますので、よろしく答弁願います。

10月10日をもって日置広域連合が解散し、新たに日置市介護保険業務がスタートしたわけで、その事務引き継ぎはスムーズに行っていると思いますが、実態はどうか、確認したいと思っております。

それから、いつごろまでに事務引き継ぎを完了し、いつごろから実際に日置市の介護保険業務が開始されるのか、まず第1点。

2番目に、日置広域連合の業務と日置市介護保険業務と具体的にあまり差はないと思っておりますけれども、市民に影響する大きな違いがあるのか、市民に直接影響する点があるかどうか、具体的にどういふ点か、具体的にお知らせくださ

い。

これに関連して、予想される日置市介護保険業務の大きな課題は何で、実際それにどのように対処されるつもりであるか、主な点だけで結構ですのでお知らせ願いたい。

以上3点、よろしく答弁願います。

○市長（宮路高光君）

事務が引き継ぎがどうであったかということでございますけど、基本的に介護保険をスタートする段階におきまして、特に職員の配置におきましては、それぞれの構成町から2人ないし3人というふうに派遣をしております。今回、介護保険が解散するに当たりまして、旧市来町の職員が2名来ておりまして、この2名が帰って行くということでございまして、基本的にはその事務引き継ぎにおきましては、それぞれ旧職員が異動も何もありませんので、事務的には何も支障はないというふうに思っております。

また、今後この介護保険に携わるいろんな諸問題の課題がどうあるかということでございますけど、基本的に今申し上げましたとおり、連合から介護保険課に変わりましたが、市民にとってのサービスというのは何も変わらないというふうに考えております。

特に、今後介護保険につきましては、平成18年度からいろいろ諸法の改正がございますので、今はその法の改正に伴いましたことにつきまして事務的な整理をしているということでございますし、特に一番市民に関係ございます保険料の問題、この保険料の問題におきましても、広域連合から日置市が引き継いだ中におきましても保険料も同じでございますので、さほど今の状況の中におきまして市民に影響を及ぼすということはないというふうに考えています。

○議長（宇田 栄君）

いいですか。

○13番（田畑純二君）

はい。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

○16番（池満 渉君）

1点でございますが、この介護保険の給付費の準備基金ということ、国保会計などでも準備基金がございますが、年間給付予定額の2年とか3年とか何とかいうようなことがございますが、この基金について目標とする基金予定額というのをお聞かせをいただきたいと思えます。さらに、現在の基金額というのが幾らぐらいなのかということをお示しをいただきたいと思えます。

○市長（宮路高光君）

基本的な数字は課長の方に答弁させますけど、この準備基金、今回のものにつきましては、それぞれの残っているものをそのまま日置市が引き継ぐというふうに考えております。今後、この目標額をどれだけということでございますけど、この介護保険の保険料を設定するに当たりまして、この向こう3年間、3年間は基本的に保険料を変えることができませんので、3年後におきますそれぞれの施設の整備、または給付費がどれだけになるのか、それを想定して保険料を設定いたします。

その間、もしこの給付費が足りなくなった場合は基金の借入れをいたします。借入れをして、それがまた次の保険料に転化されると、国保と若干そこあたりの制度上が違いますが、準備基金を幾ら持っていなければならないという想定はないというふうに考えておりますので、この向こう3年間を含めた中で設定をして、もし基金が足りなくなると借入金が多くなれば、その次の設定するときには保険料が高くなっていくというそういう仕組みでございますので、今回の基金のここにおきます条例は、今までの給付した残りがどれだけということでございますので、この金額については介護保険課長の方に説明させます。

○介護保険課長（久富木盈君）

ただいま市長が答弁しましたけれども、この介護の給付準備基金ですけれども、これは3年間を平準して3年間でチャラになればいいというそういう基金の創設の目標がございますので、目標額の設定というのは特にございませんが、制度の当初は年10%程度の給付費の延べを示しておりましたので、そういうことで、1年目は給付費で準備基金をすると、2年目で単年度でいくとちょうどプラス・マイナスゼロになると、3年目でマイナスになったその分を1年目の給付費で補うとそういう準備基金の制度でありまして、ただいま15年度から17年度までの第2期の事業計画年度に入っております、その保険料の基本額が3,880円であるわけですが、15年度に積み立てをしました準備基金が、日置市の分が5,113万8,114円、それから16年度の準備基金が出まして、これが6,071万8,404円、そして、今回保険を解約をしましたので、そのときの利子が出まして、今回日置市に持ってきました準備基金が1億1,185万8,000円という数字が出ているところでございます。

以上でございます。

○議長（宇田 栄君）

池満議員、いいですか。

○16番（池満 渉君）

了解しました。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

○18番（坂口ルリ子さん）

2点だけ質問いたします。

私たちは1号保険者で年金から引かれますけれども、2号保険者などの滞納者とか滞納金というのがどれぐらあるものか。

2点目、介護保険センターが妙円寺にあるので、ちょっと行って何か聞きたいなどか思っても遠いので、何か市として、この市庁舎

の敷地内に介護保険センターをつくる計画はないのか、ずっとあそこなのか、その2点だけ質問します。

○市長（宮路高光君）

今現在、職員が約10名近く、倍と思いきや約20数名いらっしゃいます。その中でこの庁舎内をちょっと見渡した場合につきまして、どう整理をしていくかということで、大変今の現況はちょっと難しいというふうに考えておりますけれども、今後、やはり介護保険を含めた保険行政を考えた場合には、やはり一体化すべきであるというふうに感じておりますので、これは今後の組織の再編を含めた中と同時にさせていただきたいと。また、この庁舎内の敷地のレイアウト、こういうものもまた検討していかなければならないということでございますので、今回すぐこちらの方にどうこうというのはちょっと難しい部分がございますので、このレイアウトを含めて十分検討させていただきたいというふうに思っています。

○介護保険課長（久富木盈君）

2号保険者の滞納というのはございません。

○18番（坂口ルリ子さん）

市長の答弁は今後検討していくということですが、全体を通じて滞納者というのはいないんですね、介護保険には。そう思っているんですか。

○介護保険課長（久富木盈君）

2号保険者についての滞納はございませんが、1号保険者の滞納がございまして、これの収納率が、16年度の決算で94%の普通徴収率、収納率でございます。

○18番（坂口ルリ子さん）

私の勉強不足があるかわかりませんが、2号保険者というのは、直接そっちから請求が来て納める、1号保険者が年金やら何やら引かれるんですよね、そしたらこの94%で、あと6%という人たちはどんな人

たちが理解に苦しみますが、そこ辺の。そして、あと6%は、金額としてはどれぐらいなのか、何人なのか、そこがわかってたらお答え願います。

○介護保険課長（久富木盈君）

ちょっと決算の数字を持ってきておりませんので、また後ほどお知らせしたいと思いません。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

○21番（松尾公裕君）

保険料のことでございますけれども、まあ平成12年度に始まったわけでありましてけれども、当時からしますと約1万円、1万560円ですか、保険料の基準価格が上がったということでございますが、この国の平均的な基準保険料ですね。そして、県の平均的な基準料と申しますかね、そういう中で、市のいわゆる今の保険料という今の状況というのはどのあたりに、高いのか低いのか、その点を一点伺っておきたいと思えます。

それともう一つは、毎年この給付が10%程度ずつ上がってくるということで、この自然増的な影響が大きいわけでありましてけれども、サービスを高くすれば保険料に跳ね返る仕組みになっておると、先ほどから言われるとおりでございますけれども、この本市のいわゆる高齢化は年々上がってきているわけでありまして、今後のこの保険財政というのは、非常にその量がふえてくるために厳しくなるのではないかなとこう思っているところでありますが、どのような方針と申しますか、考え方で臨んでいかれるのか、伺っておきたいと思えます。

○市長（宮路高光君）

今、日置市におきます保険料は約3,880円程度ということでございまして、これは県下におきましては、平均よりかは若干高いのかなということで、全国的にすれば大変高いと、

全国平均はこれよりも低いというふうに認識をしておるところでございます。

特に、今後特にこの給付の方が年々上がってくる、高齢化率を含めた中におきまして、基本的な考え方がそのような状況でありますので、18年度から、この介護予防とそれぞれ全市を含めまして、国・県におきましても介護予防を重点的に施策をしていこうという大きな考え方の中で、18年度以降、法の改正がなされるということでございます。

特に、今後この給付を削減していく中におきまして、特に施設の給付費というのが大変高い伸びでございましたので、それぞれ施設におきます1人当たりの負担というのが在宅よりも多くなる、これが18年度に法改正をされますし、また、施設におきます指定——指定といいますか、その業者におきます指定を今は県がしておりましたけど、特に今後におきましては、市の中で新しい指定はできるということでございますので、新しい施設を含めこの介護保険計画におきます重要な問題を含めまして、財政計画を含めまして、やはり今後市の中で独自でそこあたりの調整というのもうまくいくんじゃないかなと。施設がどんどんできる中におきましては、それぞれ給付も上がってきますので、今後在宅と施設の考え方というの、市の中できちっと考えていけば、やはりこの保険料の伸びを含め、給付費の伸びも削減ができるというふうに考えております。

○21番（松尾公裕君）

市長いわく、この介護の予防というのが大事であると、そして、家庭介護ですか、これが重要であるというようなことでもございましたが、私もまさにそのとおりだと思います。やはり施設でのこのいろんな経費というのは、物すごく高くつくわけでありまして、それが実際にこの家庭の方ですればデイサービス等で済むというぐらいでありますので、やはり

そういう面では、家庭の介護というものが今後非常に重要になってくるのかなと思っております。

そこで、やはりその市民のこの理解と、市民の理解が重要であると、そしてまた、そういう啓発の活動運動と申しますかね、そういうことをやらなければいけないかと思っております。ところでありますが、いわゆる先ほど言いましたこの家庭介護におきましての優遇的な制度、今、介護手当というのは1万円を各家庭にやっておりますが、介護をするのに対してですね。これをやはり将来的には家庭介護をもっと家族介護を上げていくには、やはり幾らかそういう面の手当というものをもう少し高くしていかなければいけないのかなと思ったりもするところでありますが、先ほど言われました介護の予防、そして、この家庭介護ですね、といった面で、これは来年からということでございますけれども、具体的なこのいわゆる実施していく段階において、何かそういう考えがあられるものか、伺っておきたいと思えます。

○市長（宮路高光君）

この介護手当の金額の問題は、それぞれ論議もあると思っておりますけど、基本的にこの家庭介護という考え方の中で、基本的に在宅介護というふうに理解していただきたい。それぞれ在宅介護というのは、やはりデイサービスを使いながら、また一時的にはそれぞれの家族の方が旅行したり、やはり私は家族だけに任していけば大変なまた負担もあるというふうに思っておりますので、在宅介護を使いながら、それぞれ時には施設の方に一時預かりをしていただいたり、それを組み合わせることで、やはりその介護の手当を上げるとかいう問題ではなく、この介護保険の使い方をうまく利用していけばそれぞれの給付費というのが抑えられていくと。基本的に私ども市の考え方というのも、施設介護

ではなく在宅介護を含めた中の介護保険は、私は使っていただければいいというふうに考えておりますので、そこあたりをうまく使えるよう市民の皆様方にも啓発をしながら今後やっていきたいというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

○27番（佐藤彰矩君）

先ほど課長の方から、15年から17年までの3カ年計画の一応実情的なものが説明されました。介護の事業としましては、国の性格としましてもいろんなメニューを追加し、サービスを高めているわけでございますけれども、そういう中で、負担というものは今後非常に問題になるんじゃないかというような基本的なものを考えているところでございます。

そこで、17年度までに基金として1億1,000万円近くが一応残されたということに対しましては、深く高く評価したいと思います。15年、16年、17年で3カ年計画というものをつくられておまして、1年目が言われたとおり、ある程度預金を残し、2年目である程度の償還をし、3年目で一応チャラになるというような説明でございました。そのとおりだったと思えます。

そこで、18年度のあと残されました3月までの一応事業としての対応は、現在の基金の中で対応ができるのか、その辺についての今後の今年度末までの対応についてお尋ねいたします。

○介護保険課長（久富木盈君）

前年度の比較が、昨年のはまだ松元、郡山が入っておりまして、単純に比較はできないんですが、現在のところの感じとしては、前年並み、16年度並みの給付の伸びというふうに見ております。

そういうことで、今後もこういう市来が抜けた段階を見てみますと、さらに給付費の伸

びというのは、もっと抑えられるのかなという感じがしているところでございます、前年度も15年度と比較しまして16年度もほとんど伸びておりませんで、前年度並みでございますので、そう給付費を使うようなことはないような今のところの感じでございます。

○27番（佐藤彰矩君）

そういうことであれば、今年度中においては、本事業としては、黒字で対応ができるということで理解していいんですね。

○介護保険課長（久富木盈君）

はい。そういうふうに理解していただいて結構だと思います。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。承認第29号及び承認第30号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、承認第29号及び承認第30号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから承認第29号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから承認第29号を採決します。

お諮りします。本件については、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、承認第

29号は承認することに決定しました。

次に、承認第30号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから承認第30号を採決します。

お諮りします。本件については、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、承認第30号は承認することに決定しました。

△日程第5 承認第31号専決処分につき承認を求めることについて
専決第31号日置市消防本部及び消防署設置条例の制定について

△日程第6 承認第32号専決処分につき承認を求めることについて
専決第32号日置市火災予防条例の制定について

○議長（宇田 栄君）

日程第5、承認第31号専決処分につき承認を求めることについて、及び日程第6、承認第32号専決処分につき承認を求めることについての2件を一括議題とします。

2件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

承認第31号、第32号は、専決処分につき承認を求めることについてであります。

平成17年10月10日をもって、日置地区消防組合が解散したことにより、早急に、日置市消防本部及び消防署の設置等に関する条例、及び日置市火災予防条例を制定する必

要が生じるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから2件について質疑を行います。質疑はありませんか。

○13番（田畑純二君）

市長にまたお伺いいたします。

日置地区消防組合の解散に伴う常備消防体制の変更につきましては、10月12日発行の広報「ひおき」でお知らせした便にも、情報の窓として、総務課から市民の皆様にも公報されています。また、我々議員に全員協議会等である説明を受けてきた立場ではありますけれども、再確認をするためにも、あえてこの本会議で次の2点を質問しますので、答弁願います。

1、新たに発足した日置市消防本部は、日置市の行政組織の中でどのように位置されているのか、部として独立しているのか、あるいは総務課の管理監督のもとに行われるのか。これに関連しまして、きょう執行部席にお見えになっておられます日置市消防本部の消防長である田上規夫氏の直接の上司はだれに当たるのか、予想されるのは総務担当助役の湯田平助役になるのではないかとは思われますが、確認をお願いいたします。

今後の日置市の消防行政は、この日置市消防本部を中心に行われると思われませんが、日置市市政の行政の長として、今後の日置市の消防行政の基本的運営方針をどのように考えているか、また、今後消防行政を進めるに当たり、執行部と消防本部との協調、連携、合同会議など、具体的消防行政の実行、進め方をどのように考えているか、答弁いただきたいと思います。

以上。

○市長（宮路高光君）

組織の再編の中におきまして、消防本部は一つの部制というふうに考えていただければよろしいと思っております。その中に、その消防長の上には、今お話のとおり、総務の助役が上におきまして、その上が市長であるそのような組織の命令形の方になっていくというふうに認識してほしいと思っております。

特に、今後消防行政という形でございますけど、今までは組合という中におきまして、組合議会があったりそれぞれの構成町の長の中でそれぞれの業務運営審議会等いろいろと意見調整をする部分が多々ございましたけど、今後やはり日置市の一つの消防という中におきまして、それぞれの予算にいたしましても、私ども行政、また議会におきましても皆様方が審議をしていただく、そのようにすっきりした形になっていくというふうに考えております。

また、今後の運営でございますけど、特にこの消防に一番大きく課された業務として、私は救急業務、これが一番大きな一つの仕事じゃないかなと、そういう中におきまして、職員のそれぞれの研修を重ね、特に救急救命士とかそういう専門的な知識、こういうものもたくさん数の職員が取得できるような体制をやっていきたいというふうに考えておりますし、また特に、今消防団という中におきます約それぞれの方面団がございますけど、やはり消防団とのつながりといいますか、やはり消防活動に、火災活動につきましては、やはり消防団の活用というものも十分今後やって、これがまた今後蜜に連携できるんじゃないかなというふうに考えております。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

○16番（池満 渉君）

今、田畑議員からありましたので幾らか重なる部分は省きますけれども、まず、消防本

部と消防支所の設置条例ということで、消防本部、消防署は、日置市一円を管轄をすると。それから北分遣所、南分遣所は、それぞれ分遣所を設けると書いてございますが、この条例の中に規定はされなくても、ある程度の北と南の管轄エリアというのは、どうなっているのかということをお伺いをいたします。

それから、今ありました、市の直轄になり消防本部となりますし、現場と、それから財政、いろんな総務との連携、話し合いは十分されるんでしょうけれども、非常に厳しい財政の中で、例えば全課5%を事業費をカットするとかといったようなときに、同じように消防本部そのものがカットされるというのではおかしいような気がいたします。といいますのは、きのうも関東地方で地震がございました。予期せぬ災害というのもありますし、さまざまなことを考えたときに、一番大切なものはやっぱり人命であり、この消防体制、特に緊急救急体制などでございますので、そこら辺が一律に市直轄になったということになるんじゃないかということも心配をしておりますが、そういった意味で、消防本部の位置づけというか、市長の思いというものはいかがなものでしょうか。

○市長（宮路高光君）

管轄のエリア、旧消防組合におきましては、以前まで、松元、郡山、また市来町という中におきまして、その段階におきましては、きちっとしたエリアの中で活動して、あとは応援体制というふうにしておりました。

今回、4つの旧町が一緒になりまして、そのエリアの部分につきまして、特に今本署のそのエリア、これは恐らく基本的に拡大していく。今、署の中におきまして、それぞれの今線引きもしておりますけど、本署におきましてエリアの区域がある程度広がっていく中で設定をしていきたいというふうに考えており

ます。

特に、今このような財政の中で、消防も一律、どう考えているかということでございます。基本的にやはりこの人の生命、財産を守っていく、これは本当に私ども行政に、また消防に課された大きな市民からの安心量だというふうに感じております。

その中におきまして、今それぞれのエリアを含め、また、それぞれの車の台数、そういうものにつきまして、それぞれの署員の配置というのがございます。今それぞれのエリアを含めまして、定数は75ということになっておりますけれども、実質人員はそれ以下でございます。特に市来町をのけた部分、そういうのもエリアは旧町よりも大変狭くなりましたけど、そこにおきます人員的なのはある程度の確保をしていかなければならないというふうに考えておりますので、そこあたりの人の人員の確保につきましても、今後十分検討をさせていただきたいというふうに考えておきまして、それぞれ署におきますそれぞれの署員におきましてもやはり節約できるものは何であるのか、それぞれがそれぞれの担当課、また分遣所でも考えておりますので、できるものは節約をしていきますけど、必要最小限といいますか、これは確保していく必要があるというふうに考えております。

○16番（池満 渉君）

さっき話をしましたけれども、きのうあった地震など最近非常にこう国内にあちこちでこう頻りに地震が、国内だけでないかもしれませんが、パキスタンの方もありますが——あつたりしてこう先々のことを心配するというのはどうかなという気もしますけれども、地震、火災、いろんなことを、まず災害が起こらないようにというふうな対策は非常にこう大変なことでありますが、災害が起こったときの体制というか、スピード、あるいはもっと十分な対応が早くできるかといういわゆる

危機管理の面で、今後その対応が問われているだろうと思いますが、全国的に大きな消防署と申しますか、そういう自治体の中にハイパーレスキュー隊と申しますか、そういったものが創設、あるいは消防署内に検討していきなさいというようなことも言われておりますが、この日置市の消防本部の体制の中では、もちろん人数もそうですし、予算もそうですが、規模もそうですけれども、現体制の中で、今後そのような地震いろんな災害のときに、もっと高度な技術を備えた隊員の方々の要請といったようなものについてどうお考えなのかということだけをお聞かせいただきたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

この署員の人員の確保という中で、今の人員の中におきましては、応援協定という形の中で、今の現状の中におきましては私どもは今の日置市におきます人員の中では応援協定で応援に行ける体制ではないと。この自分たちの管轄をできるだけの人員体制でございまして、お話のとおり人員をある程度確保していけば、それぞれの応援協定の中でも派遣もできますけど、今の人員の中では派遣もできないというのが実情でございまして。

このさきにも申し上げましたとおり、今後消防署の人員の確保というとき、行革という一つの大きな流れもございまして、それぞれの理解をする中におきまして確保ができていけば、それぞれの高度の訓練と申しますか、そういうものもやはり人員が確保していかなければ研修にもやれないというのが実情でございまして、今、私ども日置消防におきましては、特に救急関係におきます訓練には、それぞれ職員はいろいろとやらせておりますけど、今言いましたように、このほかの部分におきます災害関係におきますそういう訓練とか、そういうものにまだやらせていける余裕はないというのが実情でございまして、

今後の推移を見ながら、この消防署員の人員の確保をどれだけできるのか、そこあたりの部分を十分考えた中で、ほかの研修の、またそのような訓練等をやっていく、これが今後の大きな課題にもさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（坂口洋之君）

1点お尋ねいたします。

日置市の消防行政の問題点と地域の課題について、市長はどのように考えられているのか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

先ほど田畑議員の中でもお話を申し上げましたけど、私どもはやはり消防の活動というのは、今それぞれの市民からのウエートというのはやはり救急業務が大変大きな業務で、それぞれの出動回数というのも大変なことです。今後、部におきましても、この救急活動はまだふえてくるというふうに感じております。やはりこの人の生命、財産の中におきますこの人命の問題、特に今後医療機関との連携と申しますか、やはりこれもきちっとやっていく必要があるというふうに思っておりますし、またさきにも申し上げましたとおり、職員のそれぞれの訓練、研修、これのこともきちっとやっていくことが市民の生命財産を守る大きなウエートであるというふうに考えておりますので、今後におきましても消防活動につきましては、この救急に対しますウエートを大きな課題として持っていきたいというふうに思っております。

○5番（坂口洋之君）

ときどき高速道路に乗っていると、伊集院方面から救急車があ的高速を使って、武岡トンネルを鹿児島市内の病院に恐らく行くと思うんですけども、あの近隣ですけれども、武岡トンネルが日常的に相当渋滞してしまし

て、救急車はなかなかこう行きづらくなる状況がありますけれども、市長はその点について十分把握されているのか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

この道路の武岡トンネル、もう先般もちょっとお話を申し上げたと思いますけど、このトンネルの問題につきまして、今、それぞれの機関の中で早く新しいトンネルもつくっていかなくちゃならない。鹿児島市の中におきましても、この路線につきましては計画に入っておりますので、もうことし今着工しております、これが四、五年で開通できるのかという形を持っております。

お話のとおり、実態として大変区間が停滞するというのは十分認識しておりますので、何しろ早く、あすこのトンネルを早く開通するのが一番大きな最初の課題であるというふうに思っております。

○5番（坂口洋之君）

市民の方も、救急車が来ても武岡トンネルがやっぱりこう込んで、一刻も早く病院について治療したいんですけれども、やはりそういった心配の声もあるようです。

日置市は、団地とか平野地域や山岳地域が多いんですけど、消火栓、防火水槽、河川等でくまなく消火活動が十分に対応できるのか、お尋ねいたします。十分カバーできるのか、お尋ねいたします。

○消防本部消防長（田上規夫君）

消火栓につきましては、公設消火栓、それから河川、池、側溝、いろいろございますけれども、山間地を除けばほぼできるだろうと。ただ、山間地におきましては、なかなか屋内消火栓、それから施設消火栓、公設消火栓がありませんので、側溝、あるいは川等により中継で行う方法しかないと思っておりますので。まあ管内におきましては充実はしていると思っております。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

○17番（梶 康博君）

1点だけお伺いをいたします。

今回の条例の提案の中で、北分遣所の設置期間が当分の間となっておりますけれども、どのぐらいの想定をされて、どの程度の期間を想定されておられるのか。また、約1年ぐらい前に、日置市の合併に伴う中で、串木野消防署との組合組織等のこと等も提案されましたけれども、それらを含めて、今回は市来町とのこの市来町の合併ということで北分遣所の財産の分割ということになりましたけれども、そこらあたりが以前話があった串木野消防署との関係、それから東市来の分遣所の正規の位置等についての想定等について伺います。

○市長（宮路高光君）

今、北分遣所の設置につきまして、旧東市来町におきます中央公民館の方で今仮設的にやっております、本格的にいつできるかということでございますけど、今、東市来庁舎の1階部分の改修、後ほど予算的な部分も出てまいりますけど、基本的には来年の3月31日まで改修を終わらせて、4月1日から本格的に稼働していきたいというふうに考えております。

また、串木野市の問題につきましても、今、旧市来町との解散ということでございましたので、いちき串木野市の消防本部と、また日置市との消防本部をどうするか、これは今の状況は白紙の状態でございます。今後それぞれの消防におきます広域行政というのは、今後の課題であるというふうに認識しております。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

○18番（坂口ルリ子さん）

2点質問いたします。

市長の話によりますと、消防署員が少ないように言われるんですが、結局基準に達していないんだろうと思うんですよね。私もちょっと聞きましたら、北の方が10人、中央が38人、南部が15人と聞きまして、足し算しますと63になります。そして、市長の話では75人が何か人員確保の目標みたいですが、マイナス12が出てくるんですね。だから、やはり基準だけは達しておかないと私はいつも安心安全のまちづくりということを何回も質問しますが、これでは安心安全の市づくりはできないと、地震などの場合ですね。

そして、その3つの署に、北と中央と南に消防車、救急車、どんなふうに配置されているのかというのをちょっと尋ねたんですが、救急車の運転手が足らんとなくなるといふこともちょっと耳に挟みまして、えっ救急車がおつても救急車の運転手がいなければどうするんですかと言ったんですが、やはり救急車の運転手ちゅうのは特殊なのかなと思ったりしますが、各署に配置されている消防車と救急車の数、そんなところを。

もう一点、これは市長に。今、警察署の先に何か脳外科ができるという話を聞きますが、何か日置市に救急病院が必要じゃないかと、いつも鹿児島市へ高速を走っていくよりもと思うんですが、そんなことは考えられませんか。

以上です。

○市長（宮路高光君）

この配置の数については消防長の方にもお話させますけど、今先ほど定数の問題につきましては75ということでございますけど、実質的には今充足は、足りていないということでございます。今回はまた今採用試験も行っております。特に、やはり年次的に採用していかなければ大変なのかなと。これは今から先もありますとおりに、年次的にしながら一つ一つ充実をしていきたいというふうに考

えております。

それぞれの中で救急を運転するのがいないとかございますけど、それぞれの署員につきましては、救急車、または消防車にどちらでも乗れる体制をとっております。特に今救急隊という消防隊、両方分かれておりますけど、その交代する体制的なのは、だれでも乗れるというふうに体制をとっているところでございます。

今、お話のとおり、警察の横には脳外科ができる予定でございます。これをクリニックということで病院の新設というのは大変この日置管内には難しい、20人以下の中であるというふうに思っております。特に今、私どもこの救急的なのは、吹上の方の馬場病院とか医師会病院——串木野の医師会病院等この近辺にございますけど、基本的にはもう80%以上が鹿児島市のそれぞれの所に消防署として契約もしております。そのようにして時間的には若干ございますけど、日置市自体でこの新しい病院をつくって指定するというのは大変難しいというふうに考えております。

○消防本部消防長（田上規夫君）

それでは、車両の配置につきましてですが、消防車両は、本署、北、南、各1台ずつ、救急車も同じく1台ずつ、ただ、人員が足りないと申されましたのは、今本署に予備車が1台ございます。計、救急車4台ございますけど、正式な配置は3台で100%です。ただ、もしそれが鹿児島市内にどれかの車両が行った場合には、その予備車を非常用として運用すると。そうなりますと人がもうおりませんので、その場合には人がいないと、運転手がいなくてということになるかと思っております。

それから、先ほどちょっと申しましたが、救急病院につきましては、今、馬場病院が24時間体制でとっております。それから日

置消防が医師会と契約しているのは、鹿児島市医師会とこれは契約を行っております。教育、それから医師の指示等これは常に連携をとっております。そういう実情でございます。

それからもう一つ、人員につきましては、本部が今13名、それから消防署が28名、北が10名、南が15名、計66名でございます。定数が75ですので、あと9名ほど残っています。

以上でございます。

○18番（坂口ルリ子さん）

日置市内に救急病院の馬場病院があったんだということを私も今知ったわけですが、やはり住民の要求は、鹿児島まで走らにゃならんのかという声があって、私は何年か前に耳鼻科が1件欲しいということを要求したら、町長時代です、それは一般質問、議会で町でどうもしやならんけど医師会にだけは申し込んでおきましょうという町長のあれがあってできたわけですよ、高速の入り口に。だから、要求すればやはり通るのかなと思ってれば、やはり伊集院町のこの中央にも救急病院が欲しいなということは思っているわけですので、また、かなえるものならばと、その脳外科はクリニックということは入院患者はとらないちゅう方向なんです。それも今わかりましたが、なるべく市民の要求が伊集院にも救急病院があればいいのになという声がいっぱいありますので、それだけは耳に入れておいてほしいと思います。

以上、終わります。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。承認第31号及び承認第32号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。

ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、承認第31号及び承認第32号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから承認第31号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから承認第31号を採決します。

お諮りします。本件については、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、承認第31号は承認することに決定しました。

次に、承認第32号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから承認第32号を採決します。

お諮りします。本件については、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、承認第32号は承認することに決定しました。

△日程第7 承認第33号専決処分につき承認を求めることについて
専決第33号日置市部設置条例等の一部を改正する条例について

○議長（宇田 栄君）

日程第7、承認第33号専決処分につき承

認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

承認第33号は、専決処分につき承認を求めることについてであります。

平成17年10月10日をもって、日置広域連合及び日置地区消防組合が解散したことにより、早急に、日置市部設置条例をはじめ、関係する18条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。（「議長」と呼ぶ者あり）

○27番（佐藤彰矩君）

本案について、2点ほど質問をいたします。

というのが、10条の費用弁償、そしてまた、15条の手数料、この算出基準というものを、費用弁償等も大分高額な費用弁償になっているようですけれども、算出基準をお示し願いたいと思います。

それと、本市はこういうふうになったんですけど、本市以外の各市町村の場合は、どのような形になっているのか、ご説明をお願いいたします。

○総務企画部長（益満昭人君）

今、2点ほどなされましたが、まず、第10条の日置市の報酬及び費用弁償でございますが、これにつきましては、介護保険関係の費用弁償の報酬と費用弁償をそのままとけ込ましたということで移行しましたので、新

たにこれを改正とかそれをしているところでございせん。そのまま持ってきたものでございます。ということでご理解いただきたいと思えます。

それから、別表第2の手数料条例につきましても、これまで日置市消防組合で持っておりました手数料をそのまま日置市の手数料条例ということでしておりますので、まあ改正はしたかったということでございます。従来どおりということでご理解いただきたいと思えます。他町につきましても、ほぼこれと同じ額だと認識しております。

以上でございます。

○議長（宇田 栄君）

いいですか。

○27番（佐藤彰矩君）

そのままとか、従来どおりという形でございますけれども、それまでも一応算出基準というものが、何かあったはずだと思います。そこをお尋ねしているところでございます。

それと、いろいろありますけれども、本市で該当する物件というものが、現在でどの程度、どういうものがあるのか、その点についても説明を再度お願いします。

○消防本部消防長（田上規夫君）

消防の手数料につきましては、救急搬送の証明、それから火災の発生したときの罹災証明、あとその他がございまして、随時発行しております。

以上でございます。

○介護保険課長（久富木盈君）

介護保険認定審査会の会長の費用弁償、それから委員の費用弁償でございますが、これは、広域連合の費用弁償をそのまま引用してございますけれども、これは現在13の合議体がございまして、1合議体5人で審査会を開催しますけれども、これには、医師、保健師、あるいは看護師、あるいはケアマネジャーの資格を持っている人等が入っております。

して、この資格を持った人なんかの時間給と
いますか、それらのものを勘案して時間設
定で大体2時間程度というようなことで、学
校医の費用弁償、あるいは他の市町村の状態
等を見て設定されたというふうに認識してお
ります。

○27番（佐藤彰矩君）

例えば、10条の情報公開審査委員会に、
こういうものに対して1万5,000円です
けれど、これは1日ですか、それとも年額と
いうこと、今2時間というところでございま
すけれども、この2時間の対象の金額になる
んですか。

○介護保険課長（久富木盈君）

2時間というのは、この設定をした時分は
2時間という設定ではなかったと思いた
すが、現在のところは、審査会の状態を見
てみますと2時間というような時間で審
議は終わっているようでございます。（「1
万円、1日かちゅう」と呼ぶ者あり）こ
れは1回でございます。（「何日」と呼ぶ
者あり）1日です。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。承認第33号は、会議規則
第37条第2項の規定により、委員会付託
を省略したいと思います。ご異議はありま
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、承認第
33号は委員会付託を省略することに決定
しました。

これから承認第33号について討論を行
います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから承認第33号を採決します。

お諮りします。本件については、承認す
ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、承認第
33号は承認することに決定しました。

△日程第8 承認第34号専決処分につ
き承認を求めることにつ
いて
専決第34号平成17年度
日置市一般会計補正予算（第
4号）

△日程第9 承認第35号専決処分につ
き承認を求めることにつ
いて
専決第35号平成17年度
日置市介護保険特別会計補
正予算（第1号）

○議長（宇田 栄君）

日程第8、承認第34号専決処分につ
き承認を求めることにつ
いて、及び日程第9、承
認第35号専決処分につ
き承認を求めること
についての2件を一括議
題とします。

2件について、提案理由の説明を求め
ます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

承認第34号、承認第35号は、専決処
分につき承認を求めること
についてであります。

まず、承認第34号は、平成17年度日
置市一般会計補正予算（第
4号）についてであ
ります。

今回の補正予算は、日置広域連合及び日
置地区消防組合の解散に
伴い、操法の業務を日
置市所管とするための
人件費、公債費等の予
算を追加補正し、地方
自治法第179条第1
項の規定により専決処
分したので、同条第

3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億5,353万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ248億337万7,000円とするものであります。歳入の主なものは、使用料、手数料で、各種消防手数料等19万円を追加いたしました。

繰入金では、財源調整のために財政調整基金繰入金1,496万6,000円を減額、諸収入では日置広域連合の歳計余剰金2億円、介護給付費準備基金収入1億1,185万8,000円、日置地区消防組合組合精算金1億5,644万7,000円と4億6,830万9,000円を追加いたしました。

次に、歳出の主なものは総務費で、市の施設の整備財源としての施設整備基金積立金1,800万円を追加いたしました。

民生費では、介護保険課職員の人件費、日置広域連合負担金の減額と介護保険特別会計への繰出金と3億5,313万1,000円を追加、消防費では消防本部職員の人件費、日置地区消防組合負担金の減額等5,725万5,000円を追加、公債費では、消防本部の公債費の元金及び利子2,514万7,000円を追加いたしました。

続きまして、承認第35号は、平成17年度日置地区介護保険特別会計補正予算についてであります。

今回の補正予算は、日置広域連合の解散に伴い、新たに設置された日置地区介護保険特別会計の予算を計上し、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し承認を求めるものであります。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億8,116万6,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものは、介護保険料では、

特別徴収及び普通徴収保険料と3億3,645万7,000円といたしました。

使用料及び手数料では、督促手数料1,000円といたしました。国庫支出金では、介護給付費負担金を4億1,630万2,000円、調整交付金を7,141万5,000円といたしました。

支払い基金交付金では、介護給付費負担金を6億8,335万7,000円といたしました。

県支出金では、介護給付費負担金を2億6,563万4,000円といたしました。

繰入金では、一般会計繰入金を7億799万2,000円、基金繰入金を1,000円といたしました。

繰越金では、介護給付費、繰越金、及びその他繰越金を2,000円といたしました。

財産収入では、利子及び配当金を1,000円といたしました。

諸収入では、延滞金、預金利子、第三者納付金、雑入を4,000円といたしました。

次に、歳出の主なものは、総務費が一般管理及び介護認定調査費等4,763万8,000円といたしました。

保険給付費では、各種介護保険サービス給付費負担金を22億5,132万4,000円といたしました。

財政安定化基金拠出金では、財政安定化基金拠出金を386万9,000円といたしました。基金積立金では、介護給付費準備基金積立金を1億1,185万8,000円といたしました。

公債費では、一時借入金利子を50万円といたしました。

拠出金では、国庫支出金精算返納金等を6,097万7,000円といたしました。

予備費は500万円といたしました。

以上、ご審議をよろしくお願いたします。

○議長（宇田 栄君） これから2件について

て質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。承認第34号及び承認第35号の2件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、承認第34号及び承認第35号の2件については委員会付託を省略することに決定しました。

これから承認第34号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから承認第34号を採決します。

お諮りします。本件については、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、承認第34号は承認することに決定しました。

次に、承認第35号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから承認第35号を採決します。

お諮りします。本件については、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、承認第35号は承認することに決定しました。

△日程第10 議案第72号平成17年

度日置市一般会計補正予算（第5号）

○議長（宇田 栄君）

日程第10、議案第72号平成17年度日置市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第72号は、平成17年度日置市一般会計補正予算（第5号）についてであります。

今回の補正は、東市来支所内に、消防本部北分遣所を整備することにより、増改築、及び仮設の車庫等の借り上げ等を追加補正するもので、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,497万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ248億5,834万7,000円とするものであります。

まず、歳入では、歳入歳出予算調整のための財政調整基金繰入金を627万円、北分遣所整備のための施設整備基金繰入金を4,870万円追加いたしました。

次に、歳出では、消防費で北分遣所整備のための委託料、工事請負費、備品購入費、北分遣所完成までの仮設の車庫等の賃借料と5,497万円を追加いたしました。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○27番（佐藤彰矩君）

ただいま説明がありました中で、歳出の面についてお尋ねいたします。

6ページの中で、13節、14節、この390万円というものは仮設の問題だろうと思います。それから15節と18節は、新しくつくられる設備、並びに備品購入ということで理解していいですか。一応お尋ねします。

○消防本部消防長（田上規夫君）

備品購入費につきましては、事務室の机、
いす、それから救急用品の備品、食堂のテー
ブル等そういうものでございます。

使用料につきましては、仮設のふろ、それ
から救急車、消防車の仮設車庫のリース料等
でございます。

以上です。

○27番（佐藤彰矩君）

北部の場合におきましては、急を要する問
題で非常に大変なことだろうとは理解してい
るところでございます。

そこで、工事請負費の中で4,900万円
そこそこの金額を工事費で計画されているん
ですけれども、この場所というのが、旧東市
来の庁舎ということでございますけれども、こ
の施設がある程度永久的なものとして北部で
今後使われていくということで理解してい
いますか。それとも、再度移転というような
ことも考えていらっしゃるのか、その辺につ
いてお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

基本的には、日置市におきます北部分遣所、
この位置が永久的に北部分遣所としてやって
いくつもりでございますし、先ほどちょっと
関連ございまして、今後その広域、また
消防がどうなってくるのか、そのときはまた
そのときの中で考えなきゃならないと思っ
ておりますけど、日置市におきます消防体制の
分遣所は、この位置が一つの分遣所という位
置づけの中でやっていきたいと思っております。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第72号は、会議規則
第37条第2項の規定により、委員会付託を
省略したいと思います。ご異議はありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第
72号は委員会付託を省略することに決定し
ました。

これから議案第72号について討論を行
います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第72号を採決します。

お諮りします。本案については、原案のと
おり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第
72号平成17年度日置市一般会計補正予算
（第5号）原案のとおり可決されました。

△閉 会

○議長（宇田 栄君）

以上で本日の日程は終了しました。

本日は、これで閉会します。

午前11時11分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会議長 宇田 栄

日置市議会議員 轟園 秋男

日置市議会議員 大園 貴文